

国立大学法人上越教育大学における取引に関する方針及び対策

平成27年3月31日

国立大学法人上越教育大学会計取締役

【方針】

昨今、全国の研究機関における公的研究費の不正使用が依然として後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となっていることから、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）が、平成26年2月18日付で改正されました。国立大学上越教育大学（以下「本学」という）では、従前から不正使用防止の取組を行ってまいりましたが、当該ガイドラインの改正を受け「国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止計画」（学長裁定）及び「国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止計画に係る実施要領」（学長裁定）を改正し、その取り組みの一環として、本学構成員と取引業者の関係におけるリスクに対して更なる対策を講じるものとします。

記

【対策】

I. 取引業者からの誓約書徴取

本学と取引を行おうとする者からは以下を基本とし、一定の取引実績（回数、金額等）やリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の徴取基準を定め、提出を求める。

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本学と取引を行うすべての業者。ただし、下記の者を除く。

- a) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 弁護士・特許・税理士事務所等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本学が提出の必要がないと判断したもの

2. 誓約書の様式について

別添様式のとおりとする。

3. 誓約書の提出がなされない場合の取引について

誓約書が提出されないことを理由にした取引停止は行わないこととする。

ただし、誓約書の提出がなされない取引業者においては、「社内規程などにより提出ができない」など、その理由及び取引内容を確認し、十分な不正使用防止が図られる場合のみ取引を行うことができるものとする。

II. 換金性の高い物品にかかる不正防止対策

換金性の高い物品については、識別シールなどによるマーキングを行い、大学所有物品を区別することにより、不正使用（私的流用等）のリスクや業者による物品納入時における反復使用等を防止するための対策を実施する。

1. 換金性の高い対象物品について

- ・パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器等（以下「特定物品」という）
- ・金券類

2. マーキング等について

- ・特定物品 …… 納品検収時に識別シールなどでマーキングを行う。
- ・金券類 …… 使用者が受払簿等により適切な管理を行う。

III. その他

取引業者に対し、本学との取引に係る上記 I における「誓約書」提出等に必要な情報を本学ホームページ等で周知するものとする。

IV. 適用等

本方針は、平成27年4月1日より実施するものとする。